

奈良県理学療法士協会

登録理学療法士 更新 会員所属施設主催研修会開催のための申請要件

1. 申請者は登録理学療法士であること。マイページから申請を行う。
2. 講師が1名以上いること。
3. 開催時間は30分以上とすること。上限は定めない。
4. 学術大会（学術集会）ではないこと。
5. 参加者の入退室管理が行えること。
6. 質疑応答等を設け、講師と参加者の双方向の疎通を可能すること。ただし、開催当日に限らない。
7. 企画内容に最も即したカリキュラムコードを1つ選択し設定すること。
8. WEBシステム等を利用したオンライン開催も可能とするが、参加（聴講・発表）者の管理ができ、双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。ただし、開催当日に限らない。
9. 開催規模（参加者数）、企画内容、参加費に定めはない。
10. 申請者は、開催申請～履修登録まで責任をもって関わり、対応を行うこと。
11. 登録理学療法士取得者であっても、休会者や会員権利停止者は対象外である。
12. 企画内容や参加費に定めはなく、主催施設以外の会員の参加も可能である。
13. 開催申請は、**開催日の14日前までに完了すること。**
 - (ア) **期日を過ぎての申請は、承認されない場合がある。**
 - (イ) **申請内容に不備があった場合は、修正を求める。**
 - (ウ) **修正期間も考慮して、早めの提出を推奨する。**
14. 1つの申請で、複数開催分を同時申請はできない。1開催ごとに申請する。
15. **申請後の内容修正はできない。**
16. 何らかの事情で承認を受けた研修会を中止する場合には、中止申請を行う。
17. 履修登録は主催者（開催申請を行った登録理学療法士）が、自身のマイページ内から**速やか**に行う（履修登録は一度のみ可能）。

奈良県理学療法士協会
後期研修 E. 領域別研修(事例)
士会「承認」症例検討会(自施設での症例検討会)開催のための申請要件

18. 開催者である座長が事前に所属する士会に申請し、承認を受けること。
※開催内容が要件を満たしていても、承認を得ていないものは対象外
19. 申請は、マイページから**座長が行う**。
20. 必ず選択する講義テーマ（後期研修 E1～E3）に応じた内容で開催すること。
21. 1症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができること。
22. 1回あたりの開催時間は、可能な限り推奨時間（30分以上）で開催すること。
23. 1症例の発表（質疑応答を含む）時間は、可能な限り推奨時間（30分以上）で開催すること。
24. **座長は「登録理学療法士」**であること。（座長の勤務施設＝開催施設とは限らない）
※休会者および会員権利停止者は登録理学療法士であっても対象外
25. 履修コマ数は「1回の発表で1コマ」「1回の聴講で1／3コマ（3回の聴講で1コマ）」
とすること。
26. 参加費を徴収しない（**無料で開催**する）こと。
27. WEBシステム等を利用したオンライン開催も可能とするが、参加（聴講・発表）者の管理ができ、双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。
28. 開催申請は、**開催日の14日前までに完了すること**。
(ア) **期日を過ぎての申請は、承認されない場合がある。**
(イ) **申請内容に不備があった場合は、修正を求める。**
(ウ) **修正期間も考慮して、早めの提出を推奨する。**
29. **申請後の内容修正はできない。**
30. 何らかの事情で承認を受けた症例検討会を中止する場合には、中止申請を行う。
31. 履修登録は座長が、自身のマイページ内から**速やか**に行う(履修登録は1度のみ可能であり、全員分をまとめて行ってください)。